

第2章 環境経営システム

本章では、「環境経営システム」の構築、運用、維持に関する14の要求事項を定めています。本手順を進めることで、全ての事業者が効果的で効率的な環境経営システムを導入し、発展させることが可能です。14の要求事項は、図6のとおり、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）、及び全体の評価と見直し（Act）の4つの段階に区分されます。

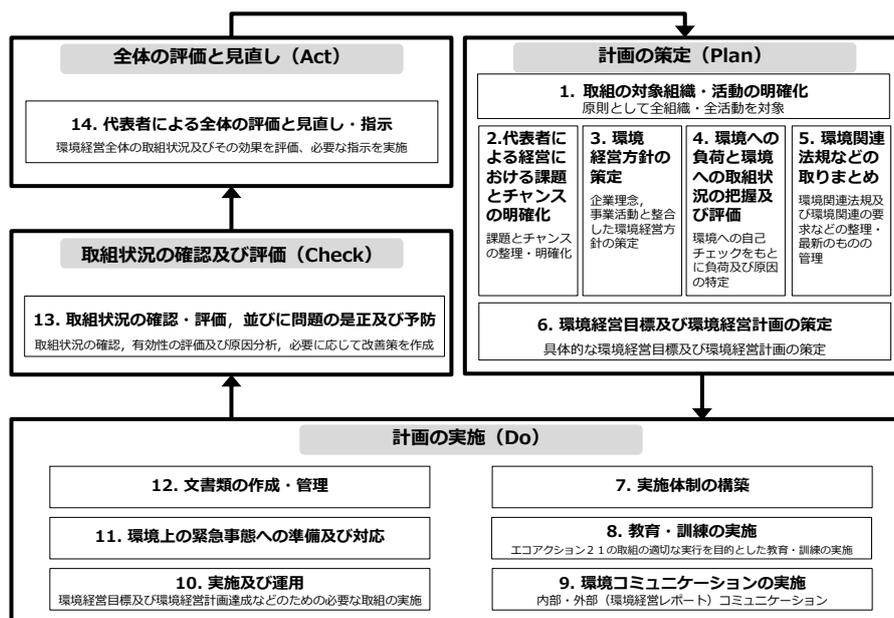


図6 PDCA サイクルとエコアクション21における要求事項

環境経営システムの構築、運用、維持に当たっての主な留意事項は、以下のとおりです。

- ・ 14の要求事項について、「要求事項」及び「解説」を記載しています
- ・ 取組を実施する際は、14の要求事項の順番と異なることも考えられます
- ・ 環境コミュニケーションを積極的に実施するために第3章において環境経営レポートの作成と公表を求めています
- ・ 環境に関する現状調査（初期調査）として、「第4章 環境への負荷の自己チェック」及び「第5章 環境への取組の自己チェック」に基づき、自己チェック表（別表）を用いて調査を行います。最新版は、中央事務局のウェブサイトを参照してください
- ・ 主要な語句の説明及び注釈は、参考4に記載しています
- ・ 要求事項に関する解釈は、中央事務局が定めます
- ・ 取組の参考となる具体的事例などは、中央事務局のウェブサイトを参照してください

I. 計画の策定(Plan)

要求事項 1. 取組の対象組織・活動の明確化

エコアクション21に取り組むに当たって、事業者は、どの範囲で環境への取組を実施するかを明確にすることが必要です。

事業活動のうち、本来、エコアクション21に入れておくべき活動を対象範囲から除外した場合は、認証・登録はできません。事業者が適切な対象範囲を設定し、明確にその範囲を示すことは、認証・登録制度全体の信頼性を高めることから重要です。

本要求事項は、エコアクション21の取組範囲を適切に決定することを目的としています。

要求事項 1

- (1) 組織は、原則として全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。
- (2) 認証・登録に当たっては、対象組織及び活動を明確にする。

【解説】

- 環境問題への対応の在り方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として、環境への取組を行うことは望ましくありません。そのためエコアクション21に取り組むに当たっては、全組織・全活動及びその全従業員¹⁰を対象とし、全社的に取り組むことを原則とします。ただし、段階的認証、サイト認証の条件にあてはまる場合には、組織の一部を対象範囲とすることができます。なお、この場合でも環境負荷の大きな活動を除外するなどの行為（いわゆる認証のいいとこ取り＝カフェテリア認証¹¹）は認められません。
- 対象範囲の設定を考慮する際の優先順位としては、①全組織・全活動の認証、②段階的認証、③サイト認証の順番になります。まずは全組織・全活動を対象範囲とすることを原則とし、規模が比較的大きく一度に全組織・全活動を対象とすることが難しい場合には段階的認証とし、そのいずれもが難しい組織の場合はサイト認証¹²とすることも考えられます。
- 段階的認証、サイト認証の場合においては、限定された対象範囲であることを明確に示すことが必要です。

<段階的認証>

- 事業所や工場が複数存在する場合など、規模が比較的大きい事業者については、環

¹⁰「全従業員」の定義は、参考4を参照してください。

¹¹「カフェテリア認証」の定義は、参考4を参照してください。

¹²全組織・全活動に対する認証及び段階的認証が難しく、サイト認証を希望する事業者は中央事務局まで事前にご相談ください。

環境負荷が比較的大きいサイトから取組を始め、その後、段階的に対象範囲を拡大します。その場合でも、活動に関しては対象とした組織における全ての活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを明確にすること、段階的認証であることを環境経営レポートに記載することが必要です。

- 一部の組織から段階的に取組を行う場合には、組織の本業に関わる活動については、必ず対象範囲に含めることとし、一部の比較的環境負荷が小さい組織やサイトのみを対象範囲としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲から除外したりすることがないようにします。

<サイト認証>

- サイトとして独立した敷地にある事業所、ビルのテナントの場合でも独立した場所など、サイトとして独立していればサイト単位での認証が可能です。
- サイトの全組織・全活動及びその全従業員を対象とします。
- サイトには独立した環境経営システムがあり、PDCA サイクルを回すことができることが必要です。

要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化

経営と環境への取組の方向性を一致させ、環境経営を実現させるためには、代表者は、経営における課題とチャンスを検討し、それらを環境への取組に反映させることが必要です。

本要求事項は、代表者の考える経営における課題とチャンスを明確にし、同時にその認識を社員と共有した上で、環境経営方針（要求事項3）及び環境経営目標（要求事項6）に反映させることを目的としています。

要求事項 2

- (1) 代表者は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。
- (2) 整理と明確化に当たっては、以下の事項を考慮する。
 - ・ 事業内容
 - ・ 事業を取り巻く状況
 - ・ 事業と環境とのかかわり

【解説】

- 代表者は、以下の事項を考慮し、経営における課題とチャンスを整理し、明確にします。課題には組織の外部からのもの、内部にあるもの、チャンスには課題を克服することにより生じる新たな事業発展の機会などがあります。
 - ・ 事業内容：事業活動の内容、顧客に提供する製品・サービスの内容など
 - ・ 事業を取り巻く状況：経済状況、社会的状況、技術開発状況、政策状況、利害関係者の要請（例：取引先の要求）など

- ・ 事業と環境とのかかわり：環境への貢献（例：製品・サービスを通じて社会的な環境負荷などを低減，環境に配慮した製品・サービスの開発・提供），環境への負荷の削減（例：事業活動における二酸化炭素排出などの環境負荷削減）など
- 経営の課題とチャンスを整理し，それぞれの項目と環境とのかかわりを可能な限り幅広く考えます。
- 課題とチャンスは，事業内容，事業を取り巻く状況，事業と環境とのかかわりによって変化するため，定期的に見直すとともに，必要に応じて随時見直します。
- 明確にした経営における課題とチャンスのうち，比較的中長期のものは環境経営方針（要求事項3）に，短期のものは環境経営目標（要求事項6）に，それぞれ可能な範囲で反映させます。

要求事項 3. 環境経営方針の策定

事業者が自主的かつ積極的に環境経営に取り組んでいくためには，代表者が自社の環境経営に関する基本方針を示すとともに，環境経営に取り組んでいくことを社会に誓約（約束）することが必要です。

また，環境経営方針の策定に当たっては，「代表者による経営における課題とチャンスの明確化（要求事項2）」や他の要素を踏まえること，及び全従業員へ周知することが必要です。

本要求事項は，代表者自らが環境経営方針を定め，これを全関係者間で共有することにより，組織が一丸となることを目的としています。

要求事項3

- (1) 代表者は，環境経営に関する方針(環境経営方針)を定め，誓約する。
- (2) 環境経営方針は，次の内容を満たすものとする。
 - ・ 企業理念及び事業活動と整合させる
 - ・ 経営における課題とチャンスを踏まえる
 - ・ 環境への取組の重点分野を明確にする
 - ・ 環境経営の継続的改善を誓約する
 - ・ 適用される環境関連法規などの遵守を誓約する
 - ・ 環境経営方針には，制定日（又は改定日）及び代表者名を記載する
- (3) 環境経営方針は，全従業員に周知する。

【解説】

- 代表者は，自らの言葉で，事業の特徴に適合した環境経営方針を定め，方針に基づく活動の実行を誓約します。また，環境経営方針は，環境経営レポート（第3章）により公表します。
- 環境経営方針は以下の内容を満たしていることが必要です。
 - (1) 企業理念，事業活動に見合ったものとする。

- ・ 企業理念：設立目的，社是，社訓，創業者の言葉など
 - ・ 事業活動：業種（例：製造業，流通販売業，各種サービス業など），事業の規模，事業に伴う環境への影響など
- (2) 要求事項2で明確にした経営における課題とチャンスのうち，中長期的に取り組むべきことを踏まえる。
- (3) 環境への取組の重点分野を明確化：自らの事業活動を踏まえ環境への取組において重要と考えられる活動を整理し考慮する。
- (4) 環境経営の継続的改善の誓約：環境経営の継続的改善を記載し，環境経営のステップアップを実践することを明示する。
- 適用される環境関連法規の遵守の誓約：環境関連法規などの遵守を記載し，組織の遵法性の維持を明示する。
 - 全従業員への周知は，従業員がその内容を具体的に理解し，取り組むことができるよう，掲示や会議，朝礼などを活用して行います。
 - 環境経営の考え方は，第1章に記載されていますので参照してください。
 - 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し，適切に管理します。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。

要求事項 4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価

環境経営方針（要求事項3）を，環境経営目標及び環境経営計画（要求事項6）に反映させるためには，その基となる環境負荷及びその原因となる活動の現状を正確に把握することが必要です。

本要求事項は，環境への負荷と環境への取組状況を把握し，適切な環境経営目標，環境経営計画の策定，及び維持管理手順，緊急事態への対応策などに反映させることを目的としています。

要求事項 4

- (1) 対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェック（第4章）」を基に把握し，環境に大きな影響を与えている環境負荷及びその原因となる活動を特定する。環境負荷のうち以下の項目を把握する。
- ・ 二酸化炭素排出量
 - ・ 廃棄物排出量
 - ・ 水使用量
 - ・ 化学物質使用量
- (2) 初回登録時には，事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェック（第5章）」を基に把握する。把握項目には，自社が提供する製品・サービスなどを含む。

【解説】

＜環境への負荷の自己チェック（第4章）＞

- 環境への負荷の自己チェック表（別表）を参考に、事業活動に伴う環境負荷を把握します。その結果を踏まえて、自らの事業活動で環境に大きな影響を及ぼす原因となる活動、施設、設備、物質などを特定します。環境への負荷の自己チェック表（別表）は負荷を把握するためのツールであり、他の環境負荷項目を追加することや、別の方法、様式で把握することもできます。ただし、以下の項目は、必ず把握します。
 - ・ 二酸化炭素排出量：各種エネルギーなどの使用量を把握し、二酸化炭素排出量を算定します。温暖化対策が特に重要な課題となっていることから、各種エネルギーなどの使用量は月単位で把握することが必要です
 - ・ 廃棄物排出量：循環型社会の形成に向けては廃棄物排出量の削減が重要であるとともに、生産効率や原材料歩留まりの改善のためには、廃棄物排出量を適切に把握することが必要です
 - ・ 水使用量：水資源の確保が重要であるとともに、特に製造業などにおいては、水使用の合理化に取り組むことが生産性の向上にも繋がることから、水使用量を適切に把握することが必要です。ただし、使用量の把握が困難な場合などはこの限りではありません
 - ・ 化学物質使用量：化学物質の取扱いに起因する様々なリスクを低減するとともに、その適性管理や使用量の削減は、環境経営の重要な要素です。さらには大手企業がバリューチェーン全体のリスク管理の観点から化学物質管理の徹底を求めています。このため、化学物質を取り扱う事業者は化学物質使用量の把握・管理を適切に行う必要があります
 - ・ 把握する化学物質は、原則として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）のPRTR制度対象物質とします

＜環境への取組の自己チェック（第5章）＞

- エコアクション21の認証・登録を初めて受ける事業者は、環境への取組の自己チェック表（別表）を用いて現状を把握します。現在どのような環境への取組を行っているかを把握したうえで、自らの環境負荷を削減するためにどのような取組を行うのかを、自己チェック表（別表）にある取組内容を参考に検討します。環境への取組の自己チェック表（別表）は、効果的かつ効率的に自社の取組を見直すためのツールです。
- 把握した結果を基に、今後どのような取組を行うかを検討し、環境経営計画の内容に反映させます。
- 2年目以降については、初年度の把握結果を基に、環境への取組の自己チェック表（別表）を活用し、環境への取組の見直しを行うことができます。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。

要求事項 5. 環境関連法規などの取りまとめ

環境経営を適切に行い、社会からの信頼を得ていくためには、組織に適用される環境関連法規などを適切に把握し、これを遵守することが必要です。

本要求事項は、組織に適用される環境関連法規などの遵守を確実に行うとともに、遵守のための取組について整理して一覧表に取りまとめることで、環境経営目標及び環境経営計画の策定（要求事項6）へ適切に反映させることを目的としています。

要求事項 5

- (1) 事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連の要求など、並びに遵守のための組織の取組を整理し、一覧表などに取りまとめる。
- (2) 環境関連法規などは常に最新のものとなるように管理する。

【解説】

- 環境関連法規には、国が定めた法令，都道府県・市町村などが定めた条例があり，その他の環境関連の要求などには，地域との協定，顧客（納入先・取引先）からの要請，業界団体の取決めなどがあります。
- 組織が遵守すべき環境関連法規などを整理し一覧表などに取りまとめます。一覧表などの内容は「組織が遵守をするために必要な程度」であることが必要です。例えば環境関連法規などの適用が多く，適用内容も複雑で，関係者も多い場合は，より具体的な記述が必要になります。
- 一覧表などには，組織が遵守のために必要な届出，測定，記録などの内容を含みます。
- 取りまとめた一覧表などは，常に最新のものとする必要があります。定期的又は随時，環境関連法規などの改正情報を入手し，更に組織の活動，製品・サービスの変化に対応して，一覧表などの内容を見直すことが求められます。
- 主な環境関連法規は，中央事務局のウェブサイトを参照してください。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し，適切に管理します。詳細は要求事項 12（文書類の作成・管理）を参照してください。

要求事項 6. 環境経営目標及び環境経営計画の策定

環境経営を効果的かつ効率的に実践するためには、環境経営方針に基づく目標、達成に向けた計画（手段、日程、責任者）を策定することが必要です。

本要求事項は、具体的な目標と計画を策定することにより、エコアクション21の環境経営システムの実効性を担保することを目的としています。

要求事項 6

- (1) 要求事項 2～5（経営における課題とチャンスの明確化，環境経営方針の策定，環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価，環境関連法規などの取りまとめ）を踏まえて，具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。
- (2) 環境経営目標は，可能な限り数値化し，以下の事項に関する目標を設定する。
 - ・ 二酸化炭素排出量の削減
 - ・ 廃棄物排出量の削減
 - ・ 水使用量の削減
 - ・ 化学物質使用量の削減
 - ・ 自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善
- (3) 環境経営計画には，環境経営目標を達成するための具体的な手段，日程及び責任者を定める。
- (4) 環境経営目標及び環境経営計画は，毎年度及び要求事項 2～5 の大きな変更時に見直しをする。
- (5) 環境経営目標と環境経営計画は，関係する従業員に周知する。

【解説】

<環境経営目標の策定>

- 環境経営目標は，単年度の目標，及び単年度の目標と連動した 3～5 年程度を目途とした中期の目標を策定します。環境経営目標は，可能な限り数値化しますが，数値化できない場合でも可能な限り目標の達成状況の目安となる指標などを策定します。
- 環境経営目標及び環境経営計画は，以下の内容を考慮して策定します。
 - ・ 経営における課題とチャンスのうち，比較的短期に取組が必要と考えられる事項
 - ・ 環境経営方針において，環境への取組の重点分野とした事項
 - ・ 環境への負荷の状況から目標とすることが適切と考えられる事項
 - ・ 環境への取組の状況から目標とすることが適切と考えられる事項
- 環境経営目標として設定すべきと考えられる項目の例として，企業価値の向上の観点から，環境負荷の削減だけでなく，以下のような項目で目標を設定することが考えられます。

No.	活動例	手段	活動によるメリット
1	二酸化炭素排出量の削減	生産効率の改善，業務効率の改善，省エネルギー活動など	・ エネルギー使用効率の向上 ・ 生産性の向上 ・ コストの削減
2	廃棄物排出量の削減	歩留の改善，不良品の	・ 資源使用効率の向上

		削減， 3 R活動など	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上 コストの削減
3	水使用量の削減	工程の改善， 節水活動， 中水・再生水の活用など	<ul style="list-style-type: none"> 水使用効率の向上 生産性の向上 コストの削減
4	化学物質使用量の削減	薬品使用方法の改善など	<ul style="list-style-type: none"> 薬品使用量の削減 生産性の向上 コストの削減
5	自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善 ¹³	環境改善に資する製品・サービスの開発・販売， 製品の環境性能の改善など	<ul style="list-style-type: none"> 顧客満足度の向上 差別化によるシェアの拡大

- 環境経営目標は， 実施可能な範囲で適切に設定することが重要です。達成（必達）に固執し， 過度に低い目標を設定すること， 達成が難しい過度に高い目標を設定すること， 毎年1%削減などの根拠が乏しい目標を設定することなどは適切ではありません。
- 技術的， 経済的な状況などによっては， 削減が難しい場合もあります。また， 賃貸オフィスなどで使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は， 定量的な環境経営目標の策定は行わず， 定性的な目標を策定する， あるいは目標を定めず環境配慮の取組内容を決め， その取組状況を定期的に確認するなど， 維持活動（点検・確認）を行います。

<環境経営計画の策定>

- 環境経営計画は， 環境経営目標を達成するための実行計画であり， 具体的な取組の内容（達成手段）， 日程（スケジュール）及びそれぞれの計画の責任者と担当者を定めます。

<その他>

- 環境経営目標と環境経営計画は， 毎年度評価するとともに， 要求事項2～5（経営における課題とチャンス， 環境経営方針， 環境関連法規など， 環境への負荷と環境への取組状況）に大きな変化があった場合， 見直しを行い必要に応じて改訂します。
- 環境経営目標と環境経営計画は， 要求事項8（教育・訓練の実施）に基づき， 教育・訓練， コミュニケーションにより関係する従業員に周知します。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し， 適切に管理します。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。

¹³詳細は， 第5章の環境への取組の自己チェック表（別表）の「3. 製品及びサービスに関する項目」及び中央事務局ウェブサイトを参照してください。

II. 計画の実施(Do)

要求事項 7. 実施体制の構築

組織全体で環境経営に取り組むためには、代表者が責任を持ってリーダーシップを発揮し、必要十分な実施体制を構築することが必要です。

本要求事項は、代表者が効果的で必要十分な実施体制を構築し、環境経営システムにおける役割、責任、権限などを明確することにより、組織的な運用を行うとともに、経営資源を準備することで、継続的な運用を図ることを目的としています。

要求事項 7

エコアクション21を運用、維持し、環境経営を実践するために、代表者は以下の事項を実施する。

- ・ 効果的で必要十分な実施体制を構築する
- ・ 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する
- ・ エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意する

【解説】

- 効果的かつ効率的にエコアクション21を運用、維持し、環境への取組を実施するためには、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を構築します。
- 代表者や各部門の責任者及び担当者などがエコアクション21の環境経営システムにおいて何をするのか、役割、責任及び権限を定めます。
- 全従業員が、エコアクション21の実施体制及び自らの役割を理解します。
- 代表者は、エコアクション21の環境経営システムの運用のために必要となる経営資源（人（時間、技能、知識）、もの（設備、インフラ）、資金（設備投資、教育投資）、情報（顧客ニーズ、技術情報）など）を用意します。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。

要求事項 8. 教育・訓練の実施

環境経営システムを効果的に運用するためには、全従業員がエコアクション21の取組を適切に理解し、実践することが必要です。

本要求事項は、全従業員を対象とした教育・訓練の実施により、全員参加型の取組を確実なものとするとともに、従業員の環境に関する知識向上や取組のモチベーションを高めることを目的としています。

要求事項 8

エコアクション21の取組を適切に実行するために、以下の教育・訓練を実施する。

- ・ 全従業員を対象とした教育・訓練
- ・ 環境に関する特定の業務がある場合、その業務に関わる従業員を対象とした教育・訓練

【解説】

＜全従業員への教育・訓練＞

- 全従業員は、環境への取組を適切に実施するために、組織の環境経営方針を理解するとともに、組織が計画した環境経営目標や環境経営計画などにおける自らの役割、責任、役職などに応じた取組内容などについて十分に認識します。

＜特定の業務の従事者への教育・訓練＞

- 特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境法規などに関わる業務や、事業活動のなかで特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に対応する役割がある者などのことです。特定の業務を行うために必要な資格や能力を確実に身につけることが求められます。
- 特定の業務に従事する者については、環境法規などが定める必要な資格などを有するとともに、その業務に必要な能力を身に付けるため、実際の現場などにおいて適切な訓練を受ける必要があります。そのため一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や役割などに応じた教育・訓練を適切に実施します。

要求事項 9. 環境コミュニケーションの実施

エコアクション21の取組を段階的に発展させるためには、組織内外の関係者と情報を共有し、双方向のコミュニケーションを図ることが必要です。

内部とのコミュニケーションでは、全従業員に対して、エコアクション21の取組内容など、環境経営を推進するに当たって重要な情報を伝達し、理解を深めます。

外部とのコミュニケーションでは、環境経営レポートに基づく情報公開により、エコアクション21を適切に運用していることを示し、社外の関係者との対話を促進します。また、環境に関する苦情や要望などには適切に対応します。

本要求事項は、組織内外の関係者とのコミュニケーションに関する取組を行うことにより、関係者との相互理解や協働が一層促進することを目的としています。

要求事項 9

エコアクション 2.1 の取組を段階的に発展させるために、以下のコミュニケーションを実施する。

- ・ 組織内において、エコアクション 2.1 に関する内部コミュニケーションを行う
- ・ 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応と再発防止を行う
- ・ 本ガイドライン第 3 章に掲げる環境経営レポートを年次で作成し、公表する

【解説】

- 内部コミュニケーションは、エコアクション 2.1 の環境経営システムに関する取組を効果的かつ効率的に行うための重要な手段です。職場会議や掲示板などを通じて、環境経営目標及び環境経営計画の進捗状況などを共有するだけでなく、従業員からの意見や提案を募集するなど、双方向にコミュニケーションできるよう配慮することが重要です。
- 外部コミュニケーションのうち、外部からの環境に関する苦情や要望は、今後の改善のための気づきを得られる情報として重要です。外部からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、受け付けた苦情や要望に誠実に対応します。環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内容であったか）、対応した結果（対応部署、対応策、結果など）を記録します。また、対応の結果によっては同様の問題が起きないように、再発防止策を講じます。
- 組織内外へのコミュニケーション・ツールとして、エコアクション 2.1 では「環境経営レポート」の作成と公表を行うこととしています。詳細は第 3 章を参照してください。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項 1.2（文書類の作成・管理）を参照してください。

要求事項 10. 実施及び運用

環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成、並びに環境関連法規などの遵守を確実に行うためには、その取組を適切に実施するとともに、必要に応じて手順書を作成し、運用することが必要です。

本要求事項は、環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成、並びに環境関連法規などの遵守のための取組の実行性を担保することを目的としています。

要求事項 10

- (1) 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成、並びに環境関連法規などの遵守に必要な取組を実施する。
- (2) 環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて手順書を作成し運用する。

【解説】

- 環境負荷の把握(要求事項4)で特定され、取組の対象とした環境負荷及び活動は、環境経営目標を策定して改善活動などを行う場合と、環境経営目標は策定せずに環境配慮の取組を定めて維持活動を行う場合があります。このどちらにおいても取組を適切に実施します(図7)。
- エコアクション21の環境経営に係る取組は長期間に渡るものです。したがって状況の変化に応じて、柔軟に取組の手順などを見直すことが必要です。
- 環境経営計画の実施、環境関連法規などの遵守、及びその他の環境への取組を効果的かつ効率的に行うために、必要な場合は手順書などを作成し運用します。

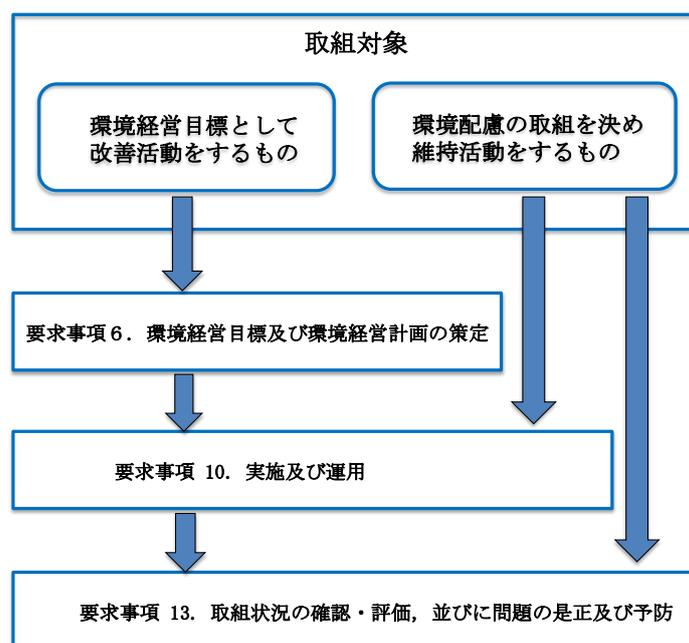


図7 取組対象の展開

要求事項 11. 環境上の緊急事態への準備及び対応

事故や天災などを原因とする環境への重大な影響を最小限に留めるとともに、事業の継続性を担保するためには、環境上の緊急事態への対応策を定め、その有効性を確認することが必要です。

本要求事項は、環境上の緊急事態に対応する取組を行うことにより、環境に関する危機管理能力の向上を図ることを目的としています。

要求事項 11

- (1) 環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行するとともに訓練を実施する。
- (2) 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

【解説】

- 事故や天災などにより、油の流出、化学物質の放出などの環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすどのような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、環境汚染などが最小限の範囲で済むよう、あらかじめ有効な対策を実施するとともに緊急事態発生時の対応策を定め準備します。
- 対応策の手順が適切であり、問題点はないかを確認するために、可能な範囲で定期的な試行を行うとともに、その対応策を社員に定着させるため訓練を行います。試行と訓練は同時に行うこともできます。
- 緊急事態の発生後や試行の実施後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要に応じて対応策を改訂します。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項 12（文書類の作成・管理）を参照してください。

要求事項 12. 文書類の作成・管理

エコアクション21の取組を適切に実施し、継続的に運用していくためには、環境経営システムの取組に必要な文書類が作成され、取組記録が情報として保存されていることが必要です。

本要求事項は、必要な文書類を特定し、それらの適切な管理を行うことにより、環境に関する情報管理体制の構築を目的としています。

要求事項 12

- (1) エコアクション21の取組を実施するために、以下の15種類の文書類（紙又は電子媒体など）、及び組織が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理する。
- ・ 環境経営方針
 - ・ 環境への負荷の自己チェックの結果
 - ・ 環境への取組の自己チェックの結果
 - ・ 環境関連法規などの取りまとめ（一覧表など）
 - ・ 環境経営目標
 - ・ 環境経営計画
 - ・ 実施体制（組織図に役割などを記したものでも可）
 - ・ 外部からの苦情などの受付状況及び対応結果
 - ・ 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
 - ・ 環境上の緊急事態の対応に関する試行及び訓練の結果
 - ・ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、及びその評価結果
 - ・ 環境関連法規などの遵守状況の結果

- ・ 問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・ 代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果
- ・ 環境経営レポート

(2) 組織が取組の際に必要なと判断した手順書

【解説】

- エコアクション21に必要な文書類以外に、エコアクション21の運用に組織が必要と判断した文書類を定めます。
- 文書類は、自らの環境経営を実践する上で必要かつ十分なものとし、文書類の作成や保管が取組を停滞させる要因とならないよう、十分に留意します。文書類は必要以上に作成する必要はなく、内容を複雑にする必要もありません。エコアクション21だけのための文書類を作成するのではなく、既存の文書類をできる限り活用することが望まれます。

Ⅲ. 取組状況の確認及び評価(Check)

要求事項 13. 取組状況の確認・評価, 並びに問題の是正及び予防

環境経営の取組を発展させるためには, 取組状況を定期的に点検することが必要です。

本要求事項は, 取組状況の確認・評価を定期的に行うとともに, 問題点がある場合は是正及び予防を行うことで, 環境経営の取組の有効性の向上を図ることを目的としています。

要求事項 13

- (1) 環境経営システムに関する以下の項目の確認・評価を適切な頻度で実施する。
 - ・ 環境経営目標の達成状況
 - ・ 環境経営計画の実施状況
 - ・ 環境関連法規などの遵守状況
 - ・ 重要度の高い環境負荷の状況及び取組の実施状況
- (2) 問題がある場合は是正処置を行い, 問題の発生が予想される場合は, 必要に応じて予防処置を実施する。
- (3) 規模が比較的大きな組織の場合は, 内部監査を実施する。

【解説】

<取組状況の確認・評価>

- 取組状況を確認・評価するため, 以下の項目に関する状況を適切な頻度で確認(監視・測定)及び評価し, 是正処置, 予防処置を行う必要性を判断します。要求事項6で環境経営目標の設定が求められている項目については, 必ず確認・評価を行います。
 - ・ 環境経営目標の達成状況: 年度の環境経営目標の達成を確実にするためには, 目標の達成状況について, 適切な頻度(月次, 四半期, 半期など)を定めて確認・評価を行うとともに, 達成状況を判断するための目安(指標)を設定し, 適切に進捗状況を確認・評価します。
 - ・ 環境経営計画の実施状況: 環境経営計画の取組が, 定められた責任・役割に基づき, 計画どおりに実施できているかを確認・評価します。
 - ・ 環境関連法規などの遵守状況: 日常的な環境関連法規などの遵守(届出の実施, 測定の実施, 規準値の遵守など)状況を確認・評価します。
 - ・ 重要度の高い環境負荷の状況及び取組の実施状況: 環境経営目標を策定しなかった組織にとって重要と考えられる環境負荷項目の状況, 環境活動の実施状況について, 環境への取組などが適切に実施されているか確認します。

<問題の是正及び予防>

- 確認・評価の結果, 問題がある場合は, 問題の原因を調査・分析し, その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置(対応策)を実施します。また, ある

部門で発生した問題の状況などを、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も是正処置に含まれます。

- 現状では問題がないが将来的に問題が発生すると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。
- 是正処置及び予防処置は、問題が発生した原因（発生が想定される原因）を適切に究明することが必要です。是正処置及び予防処置は、対応した結果が継続的に機能し、有効であるかを確認します。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項 1 2（文書類の作成・管理）を参照してください。

<（規模が比較的大きな組織における）内部監査>

- 規模が比較的大きな組織（概ね 100 人以上）では、年に 1 回以上内部監査の実施が必要です。内部監査では、少なくとも以下の項目を確認します。
 - ・ 環境経営システムが本ガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか
 - ・ 環境経営目標が達成されているか（あるいは達成できるか）
 - ・ 環境経営計画が適切に実施され、環境への取組及び環境経営システムが継続的に改善されているか

上記について中立的な立場から監査を行い、その結果を代表者に報告します。内部監査で問題が発見された場合は、是正処置及び予防処置を行い、記録します。

IV. 全体の評価と見直し(Act)

要求事項 14. 代表者による全体の評価と見直し・指示

環境経営の取組を発展させるためには、代表者が最終的にエコアクション21の取組状況を総括するとともに、次年度以降の方向性を示すことが必要です。

本要求事項は、代表者が、取組の総括と必要な指示を行うことにより、エコアクション21の取組をより発展させることを目的としています。

要求事項 14

代表者は、定期的エコアクション21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、以下の項目を含む総括的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境経営目標及び環境経営計画
- ・ 実施体制

【解説】

- 代表者は、エコアクション21全体の総括的な見直しに必要な情報を収集し、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組が適切に実施されているかを経営的な視点から、定期的（少なくとも毎年1回）に評価し、見直しを行います。
- 評価及び見直しに必要な情報には、環境経営目標の達成状況、環境経営計画の実施及び運用結果、環境関連法規などの遵守状況、外部からの環境に関する苦情や要望などがあります。
- 代表者は評価結果に基づき、経営上の課題とチャンスで明確化した内容を踏まえ、環境への取組や環境経営システムにおいて成果をあげ、更に発展強化させる点、環境への取組や環境経営システムにおいて改善すべき点などを抽出し、環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画及び実施体制などの見直しを行い、必要に応じて変更に関する指示を行います。
- 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体など）を作成し、適切に管理します。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。